

## 一般社団法人茨城県産業資源循環協会ホームページバナー広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人茨城県産業資源循環協会（以下「協会」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 一般社団法人茨城県産業資源循環協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）  
協会が管理するホームページで <http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp/>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告  
文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置、枠数及び規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 位置 ページ内の協会が定めた場所
- (2) 枠数   トップページ       8枠  
          トップページ以外   8枠
- (3) 規格   ・大きさ               縦60ピクセル 横234ピクセル  
          ・データ形式       j p e g、g i f、P N G  
          ・データ容量       30KB以下  
          ・画像は静止画像とすること

### (広告の内容等)

第4条 広告の内容は、公共性及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象とすることができない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 特定の主義又は主張にあたるもの（意見広告を含む）
- (3) 個人の氏名広告
- (4) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (5) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (6) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害する恐れのあるもの

- (8) あたかも協会が推奨しているかのような誤解を与える恐れのあるもの
- (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又は恐れのあるもの
- (10) その他、広告として適当でないと協会が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種に係る広告は掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業のいずれかに該当するもの又は風俗営業に類似した業種に関するものの広告
- (2) 消費者金融に関するもの
- (3) 賭博・ギャンブルに関するもの
- (4) 法令に定めのない医療に類似する行為を行うもの
- (5) 取り扱い商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (6) その他、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者の広告は掲載を拒否することができる。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(バナー広告の禁止表現)

第 5 条 バナー広告における表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの
- (2) 協会の情報と錯誤する恐れがある表現、画像を使用したもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
- (4) 実際には機能しないもの
- (5) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(バナー広告の掲載期間)

第 6 条 バナー広告を掲載する期間は 1 年以上とし連続しての掲載も可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の第 1 日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 12 月 31 日、1 月 2 日から 1 月 4 日に当たる場合は、翌日を掲載開始日及び掲載終了日とする。

(広告主の募集)

第 7 条 広告掲載を希望するものは、広告掲載申込書にバナー広告案を添えて協会に申し込

むものとする。

(掲載の決定)

第8条 協会は第7条により広告掲載申込書の提出があった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 協会は提出されたバナー広告案の内容が第4条及び第5条の規定に反すると判断した場合は、広告掲載申込者に修正を求めることができる。
- 3 協会は、第3条の規定で定められた枠数を超過してバナー広告掲載の申し込みがあった場合は、申し込み順とし、また一般社団法人茨城県産業資源循環協会正会員及び賛助会員並びに地域性の高いバナー広告を優先させるものとする。

(バナー広告の提出と広告料の支払い)

第9条 前条により広告掲載が決定した場合、広告主は別に定める広告料を速やかに支払い掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して14日前までに、協会へ提出するものとする。

- 2 前項により提出されたバナー広告の修正については、前条第2項の規定を準用する。

(掲載の取消し)

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取消することができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと協会が判断したとき。
- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消し場合、協会は広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
- 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合でも、納入された広告料は返金しないものとする。
- 4 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、協会は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合でも、納入された広告料は返金しないものとする。

(協会ホームページの停止)

第12条 協会は1日を越えて協会ホームページの運営を停止した場合は、日割り計算により協会に納入された広告料を返金するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期点検等のため予め期日を告知し、または天災、事変その他の非常事態の発生により、協会がホームページの運営を一時停止した場合は、広告料の返金を行わないものとする。

(リンク先の URL の変更)

第13条 広告主は、バナー広告のリンク先の URL を変更するときは、変更しようとする日から起算して14日前までに、協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関する全ての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主はバナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会の判断に従うものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成22年8月10日から施行する。

この要領は平成23年9月7日から一部改正施行する。

この要領は平成25年4月1日から一部改正施行する。

この要領は平成30年7月1日から一部改正施行する。

この要領は令和3年3月9日から一部改正施行する。

一般社団法人茨城県産業資源循環協会ホームページバナー広告料金

令和3年3月9日改定

年間の広告料金は下記のとおりとする。

広告主	トップページ	会員検索ページ
正会員及び賛助会員	60,000円	20,000円
非会員の産業廃棄物処理業者	120,000円	40,000円
非会員の産業廃棄物処理業者以外	240,000円	50,000円

年間広告料金の他に初期費用として下記料金が別途発生する。

広告主	設置費	バナー画像を製作する場合
正会員及び賛助会員	1,650円	5,500円
非会員の産業廃棄物処理業者	3,300円	11,000円
非会員の産業廃棄物処理業者以外		

※バナー画像を弊社で製作する場合、企業名等の各種情報・ロゴデータ等のご支給をお願いします。なお、企業ロゴ等を新たに作成する場合は別途お見積りとなります。

※価格は全て税込み